

北広島市社会福祉協議会役員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北広島市社会福祉協議会定款第 25 条の規定に基づき、役員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 役員が、その職務のため法人業務を行う場合は、北広島市社会福祉協議会旅費支給規程により費用を弁償する。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。